

12 今後の新興感染症の発生に備えた体制等の強化

1 医療関係者が新興感染症に罹患した場合の補償制度の構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

感染症法に基づき、協定締結医療機関が知事の要請により医療措置を行い、医療関係者が新興感染症に罹患した場合について、適切に補償が行われる制度を構築すること。

◆現状・課題

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型インフルエンザ等の患者に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときに、医療関係者に対する都道府県の要請・指示権限が規定され、要請に従って医療等を行った医療関係者が死亡や罹患した場合に損害を補償することが規定されている（第63条）。

同規定は、要請等に応じて、新型インフルエンザ等の患者に医療を提供したことにより死亡等した場合の損害を放置することは、必要な場合に医療関係者の協力を得られないおそれが高いことから、新型インフルエンザ等の緊急事態における医療関係者の協力の実行性を確保するため、要請等に応じて死亡した場合等の損害について補償することとされたものである。

一方、感染症法では同様の規定はなく、性状も不明な新興感染症に対応する上で、医療関係者の不安も大きい。

新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制を構築する上で、医療関係者の協力は不可欠であり、そうした不安を少しでも軽減するため、感染症法に基づき、協定締結医療機関が知事の要請により医療措置を行い、医療関係者が新興感染症に罹患した場合に適切に補償が行われる制度の構築が必要である。

◆実現による効果

新興感染症に対応する医療関係者の不安が軽減されることで、協定締結医療機関が安心して協定を継続することとなり、新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の確保につながる。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機・感染症対策課)

2 感染症対策にかかる高齢・障害福祉施設等への支援

【提案内容】

提出先 厚生労働省

高齢・障害福祉施設等について、感染症対応力の向上や新興感染症等の施設内療養に係る対応には報酬改定で一部措置されたところだが、個人防護具等の購入や備蓄費用、従事者が体調不調時に行う抗原検査キットの調達費用など、様々な感染症に対する事前防止対策についても、報酬において十分な評価を行い、各施設等の感染防止対策の取組を推進する恒久的な仕組みを構築すること。

また、施設内で療養する陽性者が適切な医療支援を受けられるよう、診療報酬や介護報酬等でのインセンティブ付与を含め、**医療機関との連携を強化する仕組みを更に拡充すること。**

◆現状・課題

令和3年度からの介護報酬改定で措置された新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（基本報酬に0.1%上乘せ）は令和3年9月末で終了し、10月から12月までの感染防止対策について補助金により措置されたが、令和4年1月以降は措置されていない。また、介護事業者、都道府県とも事務負担が大きく、恒久的な仕組みとも言えないことから、報酬での措置が必要である。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に5類へ移行したが、高齢・障害福祉施設等はハイリスク者が多いことから引き続き、個人防護具の購入や備蓄費用とともに、従事者の体調不調時に自主的に行う抗原検査キットの調達費用など様々な感染防止対策が継続的に必要となるが、現在の報酬ではこれらの経費が評価されていない。

さらに、令和6年度報酬改定により一定の評価はなされたが、施設内で療養する陽性者に対する医療支援について、配置医や協力医療機関等の役割や機能が運営基準等において明確でないため、統一的な対応がなされていない。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症等の影響による減収や追加で要する費用の発生により、経常収支の悪化が長引く高齢・障害福祉施設等における事業の安定実施につながる。

感染症対策への評価を充実させ、医療機関との連携を強化することにより、新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後、新興の感染症が発生した場合にも感染拡大防止を図ることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、障害サービス課)